梁 先 姫

(平成19年9月26日受理 最終原稿平成19年12月5日受理)

韓国財閥は1960年代から1970年代にかけての高度成長期に経済発展の主役として一定の役割を果たしたことは衆目の一致する所であるが、その反面、財閥総帥一族の所有と支配・政経癒着・経済力集中・蛸足的経営・過度の債務・非合理的な企業行動・前近代的労使関係など、国民経済の効率性および公平性の面で、或は市民社会の健全な価値観の面で、論議の的となってきた。

本研究では、さまざまな財閥問題を総体的に把握するために、1876年から現在に至るまでの韓国財閥の歴史的発展過程を(1)韓国民族企業の形成期(1876 - 1945)(2)財閥の大規模資本蓄積と生成期(1945 - 1960)(3)経済開発計画の推進と財閥の成長期(1961 - 1979)(4)財閥企業の多角化経営拡大期(1980 - 1997)(5)1997年経済危機後の財閥の構造改革期(1998~)の5つの段階に分け整理を行うことを目的としている。

キーワード:韓国財閥、所有と経営の一致、蛸足的経営、政経癒着、財閥改革

はじめに

韓国に資本主義が移植されたのは1910年の日韓併合以来のことである。同時の日本の資本主義は欧米に比べ後発的であり、人口は多く資源が乏しいため、朝鮮半島は日本の大陸進出への足場となっていた。また、朝鮮半島に移植された資本主義は日本経済を補完するものにすぎず日本に従属する形態を取ったことから、1910年から1945年にかけての期間を「ゆがんだ資本主義」時代と呼称することができる。

韓国は1945年8月15日に日本の植民地から解放され、3年間の米国の軍政時代を経て、1948年8月15日に正式に大韓民国政府を樹立したが、まもなく1950年の朝鮮戦争の勃発を受け経済が混乱に直面する。

1945年から1960年までを韓国財閥の生成期とみることができるが、それは同期間中、日本人か引揚げの際残したいわゆる帰属財産の払い下げと戦争後の復興の際外国から受けた援助物資が政府の特恵により財閥に独占的に配分され、政経癒着によって財閥の大規模資本蓄積が可能になったことが特徴的である。

1961年には軍事革命が起こり1979年まで続いた朴正煕軍事政府の下で、韓国経済は長期的な経済開発計画の成功的遂行によって急速な経済発展を実現した。それは、軍事政府が経済開発

計画の目標を達成するため使用者優先政策を採択したことから、同期間中、政経癒着により財閥が政府の積極的支援を受け大きく成長したことによるものである。その反面、政府の労働者への低賃金の強要と労働組合にたいする厳しい統制が続いた。その結果、多数の労働者が成長の配分過程で疎外されることになり、また労働者にたいする福祉が切り捨てられることとなった。

1979年の朴正熙大統領の暗殺事件後、1980年から1997年の経済危機に至るまで、全斗煥・盧泰愚の新軍部政府が1980年から1992年まで、金泳三の文民政府が1993年から1998年まで存在したが、この期間が財閥企業の多角化経営拡大期に当たる。拡大期とはいえ、1980年代には財閥にたいする規制と支援が交錯した時期とも言える。1990年代に入っては金融市場の自由化に加え、金泳三政府の「世界化」構想によって財閥にたいする緩和がみられた。そして、自由化と規制緩和により、財閥企業は海外の低金利資金を借り入れ、韓国の対外債務は1,800億ドルまで膨れ上がった。その一方で、1987年の盧泰愚の民主化宣言以降、労働統制の緩和と共に労使紛争の多発がみられる。

こうして、1997年末に至り、韓国では経済危機に直面し、財閥改革期を迎えることになる。 その主要原因は財閥企業の多角化による借金経営と過剰投資に加え、一連の財閥企業の倒産で あった。

1998年に入って金大中大統領は直接5大財閥の総帥と面談し、財閥改革についての5原則を伝達し、翌年には新たに3原則を追加した。ここで、5原則とは 財務構造の改善、 企業経営の透明性の向上、 相互債務保証の解消、 コーポレート・ガバナンスの強化、 核心事業部分の設定であり、3原則とは 循環出資と不正取引の抑制、 変則的な相続の遮断、 産業と金融資本の分離である。3原則にたいする政府の対応としては、持株会社制度の導入や連結財務諸表・結合財務諸表の作成の義務づけなどがあげられる。

その一方で、金大中政府は、1999年5月、労使間の構造調整の一環として、「労使政委員会の設置及び運営などに関する法律」を、国会の議決を経て公布した。それによって、労働組合側としては恒常的唯一の制度的な国政参加機関となった。

・韓国民族企業の形成期(1876年 1945年)

1 . 李氏朝鮮末期の近代的資本主義の導入

「李氏朝鮮末期の19世紀に入ってからは次第に西洋人の朝鮮にたいする通商要求が高まり、イギリス・アメリカ・フランスなど西洋諸国の船舶がしきりに朝鮮沿岸に出没するようになった」」。その一方で、日本は1854年アメリカ和親条約を結んだ後、引き続き西洋諸国と通商条約を締結した。そして「日本では1868年明治維新がはじまり"富国強兵"の資本主義へと

1)韓ウコン著 [平木實訳] 『韓国通史』(東京:学生社、1976) p.414.

踏み出すと同時に朝鮮にたいする侵略の野心をあらわにした20%。

当時、朝鮮王朝では1863年12月に哲宗が死去し、12歳の幼い高宗が即位したが、大院君が国王の父親として政治の実権を掌握したことにより大院君政権が成立し鎖国政策が断行された。すなわち、同政権は、欧米列強が通商を要求しながら武力の圧迫を加えてきたのにたいして、断固として鎖国を維持した。しかし、1873年に大院君が下野し、高宗の親政がはじまり、王妃閔氏の一族を中心とする閔氏政権が成立した。

それに先立って、日本政府は、明治維新後の1868年末、朝鮮に王政復古を通知してきた。そして閔氏政権成立後まもなく対日外交問題の解決を迫られた。。具体的には「1875年に日本軍艦雲揚号が朝鮮の江華水道に侵入し江華島事件を引き起こすと、日本政府はその責任が朝鮮側にあるとして不平等条約の締結を強要した。そして、1876年2月に「日韓修好条規」(別名「江華島条約」)が結ばれ、朝鮮は通商上の不平等を甘受しなければならなかった。」。すなわち、この条規により、「日本は釜山など3つの港の開港・開港場での居留地の設定・開港場での日本貨幣の使用・輸出入品への関税の免除などを朝鮮側に認めさせた。」。

ところで、韓国において近代的な資本主義が導入された時期は、1876年の江華島条約を契機に朝鮮の開国が始まった時からであるとされている。。もちろん、厳密には韓国資本主義の胚胎過程そのものが開港を起点としたのではないが、開港は外生的衝撃によって朝鮮に近代的資本主義が移植をもたらしたという意味では画期的なものであった。

朝鮮の開国以来、日本を始めとする資本主義国家から商品の波が流れ込んできた。また、「日本は資本主義経済の要である貨幣を掌握したことにより、朝鮮王朝末期の経済制度は風化した®)。

2 . 日本植民地時代の朝鮮民族企業の設立

1895年10月に発生した閔妃殺害事件を受け、高宗は1897年に皇帝に即位し、大韓帝国が成立した。その後、「日本は、1904年2月に大韓帝国政府にたいして韓日認定書の締結を強要してきた。この認定書は、日本が大韓帝国に政治的干渉と軍事的占領を行うことができるように規定したものであった⁹⁾」。そして、「1910年8月に至り"韓国併合=関スル条約"が日韓両国間で調印され、日本が朝鮮を完全に植民地化した。すなわち、同条約はその第1条において、韓

- 2) 李基白著〔武田幸男他訳〕『韓国史新論』(東京:学生社、1979) p.308. 金達寿、『朝鮮』(東京:岩波書店、1958) p.98.
- 3)糟谷憲一『朝鮮の近代』(東京:山川出版社、1996) p.28.
- 4) 武田幸男他共著『朝鮮』(東京:朝日新聞社、1993) p.134.
- 5)吉田光男『朝鮮の歴史と社会』(東京:放送大学教育振興会、2000) p.108.
- 6) 慎侑根『韓国企業の特性と課題』(ソウル:ソウル大学校出版部、1984) p.62.
- 7) 金俊輔『韓国資本主義史研究[]』(ソウル:一潮閣、1974) p.14.
- 8)池東旭『韓国経済物語』(東京:日本経済新聞社、1992)p.24.
- 9)韓永愚[吉田光男訳]『韓国社会の歴史』(東京:明石書店、2003)p.489.

国皇帝が朝鮮の統治権を日本国皇帝(天皇)に譲与することを規定している⑩。

日韓併合の直後、1911年にははやくも朝鮮会社令が公布され、「朝鮮におけるすべての事業所は、朝鮮総督府の許可を得なければ設立ができなくなった。ちなみに、1911年から1919年までの間に設立を許可された事業所は、日本企業180にたいして、朝鮮民族系企業は36にすぎなかった110」。

そして、1920年に朝鮮会社令が廃止されると、民族系企業にたいする規制も緩和された。すなわち、1920年代に入り朝鮮半島における近代的な企業活動が次第に活発化したことにより、会社設立においても1920年当時朝鮮人が設立した企業の数は99であったが1929年には362になり3.6倍の増加率をみせた12)。

しかし、日本植民地時代の朝鮮民族系企業は日本企業に比べ、相対的に不利な立場にあった。 それは、主要産業施設はほとんど日本資本が独占しており、民族資本は貧弱であったし、技術 面や経営面でも立ち遅れていたからである。

ところで、韓国財閥のルーツは日本植民地時代にさかのぼる¹³。当時における代表的な民族系企業集団形成の事例¹⁴ としては三養社グループと和信商会グループをあげることができる。

第一に、三養社グループは1919年に湖南地方の大地主一族である金性洙が資本金100万円で京成紡織株式会社を設立したことから始まった¹⁵。そして、1922年以降は金性洙の実弟である金ヨンスが同社のオーナーとして経営責任を担うようになる¹⁶。その後、京成紡織は民族資本による企業として発展し、販路を満州まで広げ、1939年には南満州紡織を設立した。その他、三養社グループは農場(三養社)経営をはじめ海東金融株式会社・三養商社などの系列以外に育英および言論事業にも手を広げ、私学育成専門学校(現・高麗大学)と東亞日報も所有・経営した。

第二に、和信商会グループの創業者であり平壤付近地主出身の朴興植は1926年に資本金25万円の鮮一紙物株式会社を設立し、1932年に年間売上高300万円の朝鮮最大の紙物会社に成長した17。また、朴興植は1931年和信商会を設立し、ソウルに和信百貨店をオープした。そして、1934年に和信連鎖店を設け、全国に和信チェーンストアを作り上げた。さらに、1939年には和信貿易株式会社を設立し、海外各地に輸出の拡大を図ることによって、和信商会グループは複合企業集団として浮上した。このように、三養社グループと共に和信商会グループは多角化経

- 10) 森山茂徳『日韓併合』(東京:吉川弘文館、1992) p.1.
- 11)渡辺利夫『韓国:ベンチャー·キャピタリズム』(東京:講談社、1986) p.20.
- 12) 慎侑根『前掲書』p.65.
- 13) 池東旭『韓国財閥の興亡』(東京:時事通信社、2002) p.7.
- 14) 李漢九『韓国財閥史』(ソウル:大明出版社、2004) p.34.
- 15)池東旭『前掲書』p.13.
- 16) 李漢九『前掲書』p.36.
- 17) 池東旭『前掲書』p.14.

営に乗り出したのである。

.財閥の大規模資本蓄積と生成期(1945年 - 1960年)

1948年8月15日に大韓民国政府が正式に樹立され、直後の1950年に6.25韓国動乱(朝鮮戦争)が勃発し、韓国の経済は混乱に直面すると同時に、外国からの援助物資に頼らざるを得なくなった。「この援助物資は財閥に特恵的かつ独占的に配分された¹⁸⁾」。当時の「三星財閥をはじめとする幾つかの財閥は李承晩政府との癒着関係によって形成され¹⁹⁾」、経営能力よりは政府との関係を保つことが重視された。この1950年代は韓国財閥の胎動期²⁰⁾ともいえる。

帰属財産、また援助物資配当が盛んだった1950年代は財閥の前身である大資本の資本蓄積過程であり韓国財閥企業の生成期であった。この時期における財閥の特徴は、大企業の形成が帰属財産の払い下げ・外国援助・政府の特恵の結合によって実現されたことから、内部所得の積立による資本蓄積を通じた成長というよりは、外部依存的で流通上の利益を通して資本蓄積が行われたことにある²¹。また、韓国の自立経済という視点からみれば、この莫大な援助額にもかかわらず、それに相当するほどの成果をあげることができなかったことも否定できない²²。

1.帰属財産

韓国財閥企業の生成に決定的に寄与したのはいわゆる帰属財産の払い下げであった²³〉。1945年8月の解放後、日本人の引き上げの際、米軍政府は日本人が所有していた全資産を敵国人財産(敵産)として没収し韓国政府に帰属財産として引き渡した。1949年12月に制定・公布された帰属財産処理法により、電力・銀行など指定された国営の企業を除き民間に払い下げられた。具体的には、帰属財産とは、開港以降朝鮮半島に浸透してきた日本の独占資本がほぼ半世紀にかけて主要産業施設の大半を所有し、1945年8月引き揚げの時に残して帰った財産の総計をいう²⁴)。

この帰属財産の払い下げは、韓国企業の物質的基盤となった。そして、当時の李承晩政府と 親密な関係にあった人物が帰属財産を獲得したことにより、財閥が誕生することとなる²⁵。帰 属財産処分の過程をみると、米軍が韓国に進駐した1945年9月から3年間続いた米軍政時代に

- 18) 百坂 亨「韓国財閥のガバナンス構造」『大東文化大学経済論集』[第75号](1999年8月)p.109。
- 19)服部民夫『韓国の経営発展』(東京:文眞堂、1988) p.245。
- 20) 趙東成『韓国財閥研究』(ソウル:毎日経済新聞社、1994) p.103。
- 21)趙東成『前掲書』p.102。
- 22) 李海珠『東アジア時代の韓国経済発展論』(東京:税務経理協会、2001) p.130。
- 23)安秉萬『韓国政府論』[第4版](ソウル:茶山出版社、1999) p.373.
- 24)帰属財産の総価値は当時の南韓総資産の約80%に達すると集計されている〔韓国銀行、「帰属財産処理法と韓国経済」『調査月報』(1949年11月)p.87.〕
- 25) キムヘスン『わかりやすい政治経済学』(ソウル:ソウル大学校出版部、2001) p.220.

おいて、軍政当局とかかわりのある一部の関係者らが払い下げ競争の主役となり「敵産企業²⁶⁾」はほとんど合理的な基準がないまま、1948年 大韓民国政府樹立後、発足した李承晩政府との親密度を基準に払い下げられた²⁷⁾。例えば、「独立前、李承晩の生活費の面倒をみた白樂承は独立後、敵産企業鐘紡を入手し、泰昌紡織と改称した高麗紡織の受け皿ともなったことで、財閥第1号となった²⁸⁾」。こうした、「払い下げ過程で政治的利権行為が支配的に介入し、ごく少数の特恵財産を生み、健全な資本主義の形成には貢献し得なかった²⁹⁾」。

帰属事業体	引受人
高麗紡織公社	白樂承 (泰昌紡織)
昭和キリンビール	朴斗秉(斗山グループ)
朝鮮油脂	金鍾喜 (韓国火薬グループ)
鮮京紡織	崔鍾健 (鮮京グループ)
サッポロビール	閔徳基(朝鮮麦酒)
東京紡織	金成坤(金星紡織)
旭絹織	金智泰 (朝鮮絹織)
呉羽紡績	李起鵬 (後で鄭載護 引受三護 グループ)
朝鮮紡織	姜一遇(後で鄭載護 引受三護 グループ)
郡是工業大邱工場	薛卿東 (大韓紡織)
森永製菓	成昌熙(東立産業)
森永食品	成昌熙(東立産業)
朝鮮東芝	徐相録・張炳替(利川電機)
朝鮮酒造群山工場	姜正俊 (白花醸造)

表 1 主要帰属事業体引受人

出所 朴炳潤『財閥と政治』(ソウル:韓国良書、1982) pp.91 - 92。

2 . 海外からの援助物資

帰属財産とともに財閥の大資本の基盤となったのは海外からの援助物資であった。朝鮮戦争の破壊の影響で「朝鮮戦争末期の1953年から1960年にかけて国連韓国再建団(UNKRA)による援助が1億2000万ドル(約66%を米国が拠出)・米国の相互安全保障法(MSA)にもとづくものが17億4000万ドル・米国公法480号(public law480)によるものが2億ドルなどと、復旧作業のために膨大な援助物資・資金が外国から流入した300人。特に、「米国援助は韓国経済の

- 26) 進駐した米軍はきびしい軍政をしき、旧日本人資産すなわち「敵性財産」の一切を接収してこれを「帰属財産」とし、その管理を行なった。
- 27) 池東旭『韓国経済物語』(東京:日本経済新聞社、1992) p.64.
- 28) 池東旭『韓国大統領列伝』(東京:中央公論新社、2002) p.44.
- 29) 李海珠『前掲書』p.113.
- 30)服部民夫編『韓国の工業化:発展の構造』(東京:アジア経済研究所、1987) p.48.

本源的蓄積、ひいては財閥形成の決定的な契機となった³¹⁾」。韓国財閥のほとんどは、日本からの解放後、1950年の朝鮮戦争の前後に創業されており³²⁾、朝鮮戦争の時に援助をめぐる特恵で基盤を築いた企業が、現在の韓国の財閥として君臨している³³⁾。

資金のほかに、当時の米国による物質的援助は小麦・原糖・原綿・原毛などの原資材供給を中心に行われた。「これらを加工する製粉・精糖・紡績のいわゆる「三白産業」を担ったのは、その大半が政権に近い特恵的企業であり、政府によって手厚く保護され、その見返りとして政治資金を供給した³⁴)」。こうして、「援助物資の払い下げ・有利な為替レート・低利融資の3つを有効に活用した企業は一朝にして大企業へ転身することができたのである³⁵)」。

次の表は李承晩政府末期における財閥の主要系列企業保有現況を示したものである。(表2 参照)

財閥名	設立年度	系列会社数	主要事業
三星	1938	13	輸入貿易、食品、繊維、銀行
現代	1947	3	建設、セメント
楽喜 (LG)	1931	4	輸入貿易、消費財化学、電器
三養	1921	9	輸入貿易、食品、繊維、言論媒体
和信	1931	5	輸入貿易、百貨店
三護	1950	7	輸入貿易、食品、繊維
大韓	1946	5	輸入貿易、食品、繊維
開豊	1949	9	輸入貿易、セメント、銀行
極東	1947	4	輸入貿易、船舶
韓国ガラス	1954	2	輸入貿易、ガラス
独立	1949	2	食品
太昌	1916	2	輸入貿易、繊維
双竜	1939	2	繊維、セメント

表 2 財閥の主要系列企業保有現況 (1960年)

出所 趙東成『韓国財閥』(ソウル:毎日経済新聞社、1990) p.178と姜明憲『財閥と韓国経済』 (ソウル:ナナム出版社、1996) p.55から作成。

3 . 三星・現代・LG (ラッキー金星) の 3 大財閥の生成過程

ここで、李承晩政府の時期に誕生した三大財閥:三星・現代・LG(ラッキー金星)の生成過程について概観する。

- 31)池東旭『前掲書』p.45.
- 32) 山本剛士編『韓国入門』(東京:三省堂、1992) p.184.
- 33) 韓羲泳『韓国企業の実態』((東京:東洋経済新聞社、1988) p.4.
- 34) 森山茂徳『韓国現代政治』(東京:東京大学出版会、1998) p.69.
- 35)渡辺利夫『韓国:ベンチャー・キャピタリズム』(東京:講談社、1986) p.111.

第一に、三星の場合をみれば、源流は李秉喆が1938年に三星商会(現、三星物産)を創業した時にまでさかのぼることができるが、実際は1950年代から代表的な大企業グループの座を占めるようになった³⁶。

三星の母体企業である三星物産は1951年に創立された。その後、1953年に三星物産の子会社である第一製糖が、1954年に第一毛織が設立された。繊維、食品などの消費財産業で蓄積した資本をもとに1950年代中盤には金融支配に乗り出し、韓一銀行株式の85%を支配した。こうして、三星は1950年代末までに上記の系列会社を含め、第一證券・韓国機械・韓国タイヤなどを擁する大グループになっていた3%。三星はグループ内に三白産業がそろっていた1950年代の典型的な大企業であるといえる。財閥企業の中でも突出して多角化が進んでいた企業でもある。その後電気、電子、流通、金融を通じて、建設、重工業などへの多角化が進むこととなる3%。服部民夫『前掲書』p.265

第二に、現代の場合をみれば、現在の「現代」財閥の源流は鄭周永が1940年頃自動車修理業に着手した時にまでさかのぼることができるが、本格的には、彼が解放直後の1947年に現代土建を創立し、1950年に現代自動車サービスと現代土建を合併させ、現代建設を設立したことに始まる。この現代建設が今日の「現代」の母体企業となった。

朝鮮戦争の時期に、現代建設は国連軍の工事をほとんど独占し、この関わりで米軍軍納工事に進出する好機会を得た³⁹)。また、戦争後の復興需要は現代建設の順調な事業拡張につながった。特に、現代建設が有力企業の1つとして地盤を固めたのは、1957年の漢江人道橋復旧工事である。この工事の受注によって蓄積した資金と技術力をもって現代建設は韓国建設業界を席捲し⁴⁰)、1960年代、70年代を通して自動車、造船、石油化学などの重化学工業、そして80年代には金融、電子分野に系列会社を持つこととなった⁴¹)。

第三に、LG(ラッキー金星は1995年1月にグループ名称をLGと変更)財閥の源流は1940年の具仁商会の創業時までさかのぼることができる。LGの母体企業は1947年に創立された楽喜化学工業社である。同社は具仁會・具哲會の兄弟と許準九の共同事業(LGを支える具一族と許一族は姻戚関係にある)として始められた42。LGは石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉などの生活必需品を製造する化学産業に始まり、その後1953年に貿易関係の半島商社を設立し、1959年には金星社を設立してラジオの組立生産を開始した。ラジオのほかにテレビ,扇風機などの家電産業を通して、電気・電子と石油化学産業の分野に拡大していくこととなる43。

- 36) 趙東成『前掲書』p.214.
- 37)服部民夫『韓国の経営発展』(東京:文眞堂、1988) p.244.
- 38) 趙東成『前掲書』p.226.
- 39) 趙東成『韓国財閥』(ソウル:毎日経済新聞社、1997) p.154.
- 40)渡辺利夫『前掲書』p.103
- 41) 趙東成『韓国財閥研究』(ソウル:毎日経済新聞社、1994) pp.227 229.
- 42)服部民夫『前掲書』p.265.
- 43) ベジンハン他『国家と企業の民主的発展』(大田:忠南大学校出版部、2001) p.145.

.経済開発計画の推進と財閥の成長期(1961年 1979年)

1950年6月の朝鮮戦争勃発後、次第に李承晩大統領の独裁政治にたいして国会内での批判の 声が高まり、1960年には4.19学生革命によって李承晩政府に代わり張勉政府が発足したが、国 民が期待した経済政策を打ち出すことができず、1961年5月には軍事クーデターによって同政 府は崩壊した。

			計画	2 次計画		3次	計画	4次	計画
		(1962-1	966年)	(1967-1	(1967-1971年)		976年)	(1977-1981年)	
目標	単位	計画	成果	計画	成果	計画	成果	計画	成果
経済成長率	₹ %	7.1	8.5	7	9.7	8.6	10.1	9.3	9.4
投 資 率	₹ %	22.6	15.1	19	26.4	24.9	27.8	26.4	36.9
人口増加率	₹ %	2.8	2.8	2.2	2.2	1.5	1.7	1.6	1.5
国内貯蓄率	₹ %	9.2	6.1	11.6	13.1	19.5	18.2	23	25.3
1 次産業	%	34	31.7	34	28.8	22.4	24	20.3	19.2
2 次産業	%	27.2	25.7	26.8	20.9	27.9	29.5	38	33.8
3 次産業	%	38.8	42.6	39.2	50.3	49.7	46.5	41.7	47
輸 入	百万ドル	1.4	2.5	5.5	11.3	35.1	78.1	145.2	147.1
輸 出	百万ドル	4.9	6.7	8.9	21.8	39.9	84.1	140.4	191
経常収支	百万ドル	-2.5	-2.5	-1	-8.5	-3.6	-3.1	2.4	-41.5
1人当たじ	ドル	307		437		650		812	
国民所得									

表 3 経済開発 5 カ年計画の目標と成果

資料:5ヵ年計画の目標と成果『経済企画院20年史』(1975年不変価格)

出所 李基俊『国家経済政策の制度的基盤』韓国近代化:奇跡の過程(ソウル:月刊朝鮮社、2005)p.131.

1961年 5 月、軍事革命により実権を掌握した朴正熙政府は開発志向が濃い「官主導型資本主義41)」による経済開発を主導した。同政府はまず1961年 7 月、韓国経済開発計画を立案し、それを実施するための「経済企画院」(Economic Planning Board)を創設してトップ・ダウン体制を強化した。経済企画院には開発計画・予算編成・外資導入・科学技術などを集中させるという破格的な組織改革を断行した。経済企画院には副総理があたり、開発行政の強力な一元化が試みられた。また、経済企画院には、アメリカ帰りのエコノミストを中心に、もっとも優秀な若手経済技術官僚が登用された45)。そして、「この経済技術官僚たちは、韓国社会の集団・階層の利害や圧力にはほとんど煩わされることなく、いわば「純粋な経済合理性」の見地から経済計画を立案・実施することができた460」。

- 44) 大野健一·桜井宏二郎『東アジアの開発経済学』(東京:有斐閣、1997) p.242.
- 45) 李基俊「国家経済政策の制度的基盤」『韓国近代化:奇跡の過程』(ソウル:月刊朝鮮社、2005) p.122.
- 46) 文京洙『韓国現代史』(東京:岩波書店、2005) p.106.

実際、1962年以来 4 次にわたる経済開発 5 カ年計画で朴正熙政府が達成した成果はめざましいものであった。すなわち、1 次計画から 4 次計画の期間中における計画の目標と成果を経済成長の側面からみれば、各計画期間中の1 次年度を除き、その後3 次間の経済成長率だけで5 カ年計画の当初目標を上廻るものであり、全体的に9.4%の高い成長率を記録した47。(表3 参照)

1.政経癒着と財閥の成長

めざましい高度経済成長の影で朴正煕政府による開発独裁体制が着々と築き上げられ、1・2 次経済開発の過程で軍事政府は少数の有力財閥のみを支援し、各種の特恵金融処置と重化学工 業および総合貿易商社に対する政府支援は少数の財閥に集中する傾向を見せた⁴⁹。

表 4 1960年代における外国借款導入額の推移

(単位:100万ドル)

	公共借款	商業借款	金額合計
1962	6.2(98.5)	0.1(1.5)	6.3
1963	24.2 (56,2)	18.8 (43.8)	43.0
1964	11 (36.6)	19.0 (63.4)	30.0
1965	11.2(22.5)	27.8 (56.0)	39.0
1966	62.7(36.4)	109.6(63.6)	172.3
1967	79.7 (36.6)	137.7 (63.4)	217.4
1968	112.1(30.7)	252.1 (69.3)	364.2
1969	148 (29.0)	360.8 (71.0)	508.8
年平均増加率	57.3	222.2	87.3

注:()は%

出所 李漢九『韓国財閥史』(ソウル:大明出版社、2004) p.142。

植民地時代と戦争で疲弊し、資本蓄積に欠けていた韓国経済を立て直すために韓国政府は海外借款、主に米国からの借款に依存せざるを得ない状況にあった。経済開発過程において借款 導入は不可欠なものであった。当時の民間企業は信用度が低いため、政府は支払保証をすることになった。

民間企業の海外借款導入にたいして政府の支払保証制度を活用することにより、政府と財閥の癒着が公然となり、外国資金を導入してこれを輸出産業の育成に向けるという政策を政府が採用することによって財閥のさらなる飛躍が約束された。財閥がほとんど独占していた輸出産業にたいしては金融面での補助が与えられると同時に、外国借入資金が財閥系の銀行を通じて財閥に潤沢に供与された。借款導入は1964年から本格化し、当時借款規模は年平均87.3%ずつ

⁴⁷⁾ 李基俊『前掲書』p.132.

⁴⁸⁾ 趙東成『韓国財閥』(ソウル:毎日経済新聞社、1997) p.112.

急増した。また、1965年の韓・日国交正常化以後は公共借款より商業借款が主流でありその中で日本からの借款額が増加した49%。

独立(植民地時代解放)直後の国内経済の特徴は高い物価上昇と、過大評価されたウォン貨、援助依存的な経済であった。戦争と復旧過程において通貨量は1946年から1950年代にかけて、毎年約20%から最高時には150%台まで増加し、慢性的インフレーションをもたらした。投資促進のため政府は低金利政策により低い利子で融資を受けた企業は実物投資によって富を蓄積する機会を得ていた50。軍事政府は投資・輸出促進路線を強化させるとともに資金コントロールも強化させた。1961年、実権を握った朴正熙軍事政府は経済成長を主要な国政の課題と設定し、財閥の私金庫として機能していた都市銀行を一斉に国有化した510。その後、政府主導の産業化過程において重要な政策手段として活用された。資金配分が政府によって中央化され政府が資金コントロールの実権を握ることとなり、借款保証と共に政府が企業らに対して優越した立場となり、資金配分の見返りに政治資金をという政経癒着はますます深まることとなった520。高度成長期、韓国では朴正煕政府の時期から全斗煥・慮泰愚政府の時期までいわゆる「統治資金」に絡んだ政経癒着型の権力政治が営まれていた。「統治資金は一種の不正献金であり、財閥企業への特恵提供の見返りなどで集められ、与党運営のための資金・各種の選挙資金はもちろん、野党陣営への工作資金にも使用された530。

具体的な仕組みとしては、政治資金は政府と財閥の間で利権を媒介にして内密に授受されることが多かった。たとえば、中央情報部や経済企画院が、情報もくしは個々の企業から提出された売上高などに関する資料にもとづき、主に特恵融資・借款・大規模工事などを参考にして政治資金源をどこに求めるかを詳細に事前に検討し、割り当てられた政治資金を納めない財閥は不利となり、特恵融資の対象からも除外され解体された財閥もある(国際財閥など)実際、銀行融資および借款支払保証の場合は5%、政府土木工事の場合には4%の政治献金を受け取ったとされる。さらに、高速道路建設や工業団地造成においては工事の発注を隨意契約で行う代わりに、建設代金の5%が献金されたといわれている。このように、定められた一定の比率で政治献金を行う方式は、政治権力が大統領へと高度に集中した1970年代においては、大統領官邸を中心に一元化された54。

2.政府の経済開発政策と財閥の成長

政府によって選択された少数財閥に融資が集中し、それが、財閥の高度成長の物的基盤と

- 49) 李漢九『韓国財閥史』(ソウル:大明出版社、2004) pp.141 142.
- 50) 趙東成『前掲書』p.161.
- 51) ベジンハン他『前掲書』 p.53.
- 52) ベジンハン他『前掲書』 p.35.
- 53) 産経新聞、1995年11月17日、4面参照。
- 54)安秉萬『前掲書』p.394.

なった。1972年から1979年にかけての期間中、財閥は重化学工業など政府の政策的育成事業に 積極的に参加し、全貸出規模の約50%から65%を占める政策金融の特恵を受けていた⁵⁵。(表 5 参照)。また1970年代には海外建設を通した、財閥成長も目立っている。財閥は重化学工 業の成長と海外建設プームの波に乗って大躍進を遂げた。

表 5 1970年代の政策金融

(単位:億ウォン)

	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979
政策金融(A)	7,338	10,387	14,556	19,579	25,767	36,116	60,627	84,530
前年対増加率(%)	(22.4)	(41.6)	(40.1)	(33.9)	(31.6)	(40.2)	(58.6)	(39.4)
総貸出金(B)	5,413	20,370	30,118	38,568	48,672	63,433	93,160	130,642
前年対増加率(%)	(25.9)	(32.2)	(47.9)	(27.0)	(26.2)	(30.3)	(46.9)	(40.2)
A/B(%)	47.6	51.0	48.3	50.8	52.9	56.9	65.1	64.7

資料:韓国銀行『経済統計年報』[各年号](韓国銀行資金部政策金融課)。 出所 趙東成『韓国財閥研究』(ソウル:毎日経済新聞社、1990) p. 187。

政府は1973年1月に重化学工業育成案を発表した。重化学工業推進委員会を発足させるとともに、鉄鋼、電子、精油、造船、機械、非鉄金属を主要育成産業に選定した。しかし、同年10月、1次オイル・ショックで計画が一時的に中断されたが、1976年に全般的な景気回復で重化学工業育成に拍車をかけた⁵⁶)。

政府の重化学工業育成案は、財閥の重化学工業への競争的参加を促進した。製造業資産中、 重化学工業部分に占める10大財閥の資産比重は1972年の70.6%から1979年には84.7%に上昇した57。(表6参照)

表 6 財閥の重化学工業に参加した状況 (1976年現在)

		=	
産業	財閥	産業	財閥
自動車	現代・大宇・起亞	建設用重装備	現代・大宇
機関車	現代・大宇	重機械	現代・大宇・三星
船舶用	現代・雙竜・大宇	発展設備	現代・大宇・三星・考星
自動車用	現代・大宇・起亞	電子	LG・三星・大韓電線
造船	現代・大宇・三星	繊維	LG・雙竜・韓化

出所 趙東成『前掲書』p.189.

表7 から三大財閥の比重と資産額を見ると、財閥の生成期に三大財閥の中でも製造業が 規模的にもっとも大きいな財閥であったLGは、1972年には既に重化学工業は製造業の大部分

- 55) 趙東成『韓国財閥研究』(ソウル:毎日経済新聞社、1990) p.187.
- 56) 趙東成『前掲書』p.189.
- 57) 趙東成『前掲書』p.188.

を占めており、1979年には比率を100%に上げ、資産規模も790億ウォンから1兆ウォンを超えるに至った。

この時期もっとも飛躍を遂げた現代財閥では重化学工業が製造業に占める割合は100%で変わっていないが、資産規模では1972年の250億ウォンからLGとほとんど同レベルの一兆ウォン台としている。これを基礎とし現代は国内最大財閥への道を進むこととなる。

財閥がこぞって重化学工業に投資し資金注入に余念がなかった1970年代、この波に乗らなかったのが三星財閥である。もともと製造業の中でも重化学工業の比率が低かったことに加えて、1970年代末に現代とLGの重化学工業の資産率が製造業内で100%また資産額規模が1兆円を越していることに比べ、三星の資産額比率は37.8%から57.7%に上昇しているものの、資産額は1972年とほとんど同レベルで440億ウォンに止まっている。

表 7 10大財閥の製造業資産に対する重化学工業資産比率

(単位:10億ウォン)

	財閥	現代	LG	三星	大宇	暁星	国際	雙竜	韓化	鮮京	合計
1972	A:製造業	25	89	74	0	21	7	61	65	22	364
	B:重化学工業	25	79	28	0	4	4	61	56	0	257
	B/A(%)	100	88.8	37.8		19	57.1	100	86.2	0	70.6
1979	C:製造業	1,005	1,088	76.3	631	458	291	527	359	141	5,263
	D:重化学工業	1,005	1,088	44	595	218	225	527	359	26	4,460
	D/C(%)	100	100	57.7	94	47.6	77.3	100	100	18.4	84.7

出所 Seoki-Ki Kim "Business Concentration and Government Policy"

(Thesis for D.B.A., Harvard Business School, 1987)

重化学工業を中心とした輸出産業の促進で高度成長を続けてきた韓国だが、1973年10月のオイル・ショック後、韓国経済は景気停滞、高失業率、インフレなどに悩まされ、困難な状況の下にあった。このような状況の打開策として、加速的に推進された海外建設は国産機材を使用することによって商品輸出を促進するとともに、国内人材を雇用することによって国内失業率の低下に大きな役割を果たした。また、外貨獲得,国際収支改善、国民所得増大に寄与した[∞]。海外建設増加率は、1975年から1979年のGNP増加率の7.2%と輸出増加率の25%をはるかに超える76.1%増加率であった。

化学工業を経済発展政策の中心とした政府は、財閥企業など大企業を重化学工業の事業者と選定し、財政、金融などの恩恵を与えた。朴正熙政府の第3次計画の頃は、LGは歯磨き粉、電話機、石鹸など46個の商品で、三星は砂糖、新聞用紙、電気製品類など18個の商品、現代は鉄鋼、自動車など16個の商品を独・寡占的に生産し、市場占有率1位という有利な位置を占めていた50。

- 58) 趙東成『前掲書』p.191.
- 59) 趙東成『前掲書』p.193.

梁 先 姫

表 8 GNP. 輸出及び海外建設の成長率比較表

(単位:%)

	1975	1976	1977	1978	1979	年平均
経済成長率	7.1	15.1	10.3	11.6	6.4	7.2
輸出増加率	13.9	51.8	30.2	26.5	18.4	25.0
海外建設増加率	219.7	200.3	40.6	131.6	-22	76.1

資料:海外建設協会

出所 趙東成『韓国財閥研究』(ソウル:毎日経済新聞社、1990) p.192.

政府は重化学工業を推進する企業に資本を向上させるために不良企業の多くを財閥企業に引き受けさせた。この引受過程でさらなる税金の減少、金融特恵などが行われ、財閥の蛸足的な拡張は肥大化した。それによって財閥の系列会社の数も急激に拡大した。

1979年度には、10大財閥は、72年には平均7.5の系列企業で7.7の関連産業に進出したが、7年後には系列企業数は3倍以上、進出産業数も2倍以上に増加させ、事業を急速に拡大させた®。

3.政府の労働統制

独立直後の帰属財産また海外援助や経済計画の時期を通して、韓国財閥は軽工業から重化学工業に至るまで製造業の全分野を掌握した。さらに証券・保険などの金融業を含め巨大な企業集団を形成した。各財閥は進出した各製品部分で独・寡占的地位を構築することによってもっと利潤を獲得することになった。朴正熙政府の第3次計画の頃は、LGは歯磨き粉、電話機、石鹸など46個の商品で、三星は砂糖、新聞用紙、電気製品類など18個の商品、現代は鉄鋼、自動車など16個の商品を独・寡占的に生産し、市場占有率1位という有利な位置を占めていた。韓国財閥は1960年代から1970年代にかけての高度成長期に経済発展の主役として一定の役割を果たした。

しかし、朴正煕政府のもとで1962年から始まった経済開発計画は政府主導型開発計画で低賃金および長時間労働を強いるものであった。同政府は国家主導的な輸出型工業化の強化を目的としており、国家自体が労働者のためというよりは企業への投資者の立場になっていたことから、利益のため低賃金維持のため労使関係を制限せざるを得なかった。また、朴正煕政府のもとでは、長期的な経済開発計画の目標を達成するため使用者優先政策が採択された結果、労働者は経済開発の手段として利用された。こうした長期的な経済開発計画の目標を達成するため使用者優先政策は、労働者への低賃金の強要と労働組合にたいする厳しい統制につながっていった。

賃金水準が低い要因としては労働力の供給過剰・企業の支払能力の低位・急激な物価上昇・

- 60) 趙東成『前掲書』p.193。
- 61) 卓熙俊『戦後韓国労働法制プロジェクト報告』(東京:法政大学比較経済研究所、1988) pp.44 45。

家計補助的労働など前近代的な労使関係があげられる

こ。

労働力の過剰供給の背景には経済発展の進行に伴い増加した都市人口があった。1970年には都市人口は全人口の43%に達している。その増加人口の大半は、低穀価政策による農業所得の低下が原因で農村人口の減少によるものであり、しかも増大した都市人口の大半は零細な労働者となった。さらに、政府の低賃金政策によって労働者の経済状態は一層悪化した。ちなみに、「1970年の階層別所得分布では、下位40%の階層は約20%の所得しか占めていない反面、上位20%の階層は約42%の所得を占めており、貧富の格差が拡大していった⁶³」。

. 韓国財閥企業の多角化経営拡大期(1980年 1997年)

17年間にわたる朴正煕政府の独裁的経済開発政策のもとで韓国はめざましい経済発展を遂げた。しかし、政治面では、伝統的な三権分立主義から外れた、大統領を政治権力の頂点とする権威主義的政治体制に対する国民の不満がつのり、反政府暴動が頻繁となった。そして、1979年10月26日朴正煕大統領の暗殺で独裁は幕を閉じた。暗殺事件後、1980年から1997年の経済危機に至るまでの18年間、大統領は全斗煥・盧泰愚・金泳三の3人が交代した。全斗煥・盧泰愚の新軍部政府は1980年から93年までの14年間、金泳三の文民政府は1993年から98年まで在任した。

1980年代、全斗煥政府は「安定の中での経済成長」を揚げていたが、1979年の第2次オイルショックによる世界的不況と、過剰投資による国内企業の経営難で、同政府は外債危機に直面した。1978年1バレル13ドルだった原油は79年18ドル、80年30ドル、81年35ドルと急騰した。原油代金は1978年の21億ドルから79年33億ドル、80年56億ドル、81年65億ドルと3年間で3倍も膨れ上がった⁶⁴)。この原油価格の上昇でそれまで輸出⁶⁵を中心に急成長を続けてきた韓国経済は停滞することとなった。

1.1980年代の財閥規制

1970年代は、大部分の財閥は既存の業種とは関係なく、重化学工業・建設・貿易業などが急速に膨張し、非関連多角化がもっとも活発に進行した時期として記録されている⁶⁶。1981年には経済企画院の傘下に公正取引委員会を設置し、1982年には消費者保護法を制定した。しかし、

- 62) 金潤煥『韓国経済の近代化と労動運動』労動問題論集〔第3輯〕(ソウル:高麗大学校労動問題研究所、1972) p.10。
- 63) 森山茂徳『前掲書』p.96。
- 64) 池東旭『韓国財閥の興亡』(東京:時事通信社、2002) p.123.
- 65) 1977年にスタートした第4次経済開発5ヵ年計画により、同年韓国の輸出は念願の100億ドルを達成した。
- 66) ベジンハン他『前掲書』p.142.

これらは財閥にたいする直接的な規制というより、消費者を保護するという形での非直接的な処置であったため、実効性の無いものであった。1986年に入り、直接的な財閥規制法が論じられることとなり、1986年12月に独占規制及び公正取引に関する法律が改定され、持株会社の設立禁止・相互出資の禁止・出資総額の制限などを内容とする企業集団規制を強化した⁶⁷。財閥内では、総帥一族は中核企業を支配し、中核企業は非中核企業、中核企業間の相互出資による重層的所有構造が財閥の特徴的な支配構造であるため⁶⁸、系列企業間の相互出資は重層的所有構造を可能にし、財閥の総帥一族による内部統制を維持するために不可欠なものである。

1987年から3年間にかけての企業集団別の相互出資状況をみれば次の通りである。この表 でみられるように、上記の法律が施行された後、各企業集団とも相互出資額は減少している。

1990年代に入り、財閥にたいする規制はさらに強化された。1990年1月の公正取引法のさらなる改定により、相互出資の禁止及び出資総額の制限について課徴金制度が設けられ、違反した会社にたいして、違反行為によって収得または所有された株式の帳簿価格の10%を超えない範囲内で課徴金が賦課できるようになった。

表 9 企業集団別の相互出資状況

(単位:100万ドル)

		(¬	- 132 · 100/3 · 70 /
企業集団名	1987 . 4 . 1	1988 . 4 . 1	1989.4.1
三星	733	709	540
ラッキー金星	6,929	920	30
現代	24,041	13,865	9,678

出所 大韓民国銀行監督院

また、1992年12月の同法改定で債務保証の制限が企業集団規制に追加された。さらに、金泳 三政府に入ってから行われた1994年12月の同法改定では出資総額の制限が強化され、出資限度 額が当該会社の純資産額の40%以下から25%以下に引き下げられた[∞]。

しかし、 表10 からも分かるように財閥はIMF危機まで40%台から50%台という高水準の内部持株率を保っているなど 事実上、各種の財閥規制は実際には実効性があるものではなかったことがわかる。

- 67) 李漢九『前掲書』p.525.
- 68) 金永郁『前掲論文』p.114.
- 69) 本城 昇『韓国の独占禁止法と競争政策』(東京:アジア経済研究所、1996) p.99.

夷10	3 大財閥の内部持株2	K

	1983	1987	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
三星	59.5	56.5	50.3	51.4	53.2	58.3	52.9	48.9	49.3	49	46.7
LG	30.2	41.5	33.8	35.2	38.3	39.7	38.8	37.7	39.7	39.9	40.1
現代	81.4	79.9	69	60.2	67.8	65.7	57.8	61.3	60.4	61.4	56.2

出所 金大煥・金均共編『韓国財閥改革論』(ソウル:ナナム出版社、1999) p.76.

2.財閥の規制と支援の交錯と財閥の対応

政府による財閥規制の非有効性の原因としては、政府が重化学工業の投資調整や規制法の成立などによる財界改革が進める反面、先端技術産業育成のかたちで財閥への支援を強化し、「財閥の規制と支援の交錯⁽ⁿ⁾」ともいえる財閥政策を遂行したことにある。

財閥に対する規制を強化するとともに、この時期、政府は米国、日本、ECなど先進国との競争に生き残るための政策として先端産業中心に構造調整が必要と判断し、先端産業にたいする支援体制を構築した。その結果、財閥は多角化の主力産業として、先端産業である半導体、精密機械、航空宇宙産業、通信分野などに進出している。

財閥規制が足踏みをする中、1980年代半ばから始まった国内企業の海外進出は第二全盛期を迎える。特に、UR協定とWTO体制は国内企業の海外進出をより刺激した。財閥の'グローバル経営'を掲げた海外進出の背景は次のようである。まず、国内の高賃金、高利子、高物流費など'3高体制'が膠着し、国内製品の競争力が急速に弱化する反面、財閥にたいする規制が増加し国内事業の展望が不透明であったからである。また、国内市場の急速な開放により、もともと国内企業が外国の技術を輸入し国内低賃金と結合し国内市場を掌握するという旧来の形成が崩れ、追い上げる新興国から安くて高品質の外国製品が国内に流れ込むようになり、国内企業は低賃金の人材や資源・製品開発のために海外進出での傾向が加速したで。

先端産業における政府支援を受けると同時に、財閥は相互出資禁止や30大財閥にたいする貸出の凍結などの規制に対して、各系列会社内の事業部分を拡大する方法で対応した。系列会社の増加による分社的多角化は1980年代に入って規制のため弱化したように見える。1970年代には、10大財閥全体の系列会社数が1972年には75個、79年には254個と300%も増加しているが、1980年から1987年にかけては242個から267個にと10%の増加率に留まった⁷³。しかし、内部的

⁷⁰⁾深川由紀子『前掲書』pp.111-112.

^{71) 1989}年三美グループがカナダの特殊鋼生産体であるアトラス社を 2 億 1 千万ドルで引き受けたことから、韓国財閥の海外進出活動が活発になった。これは韓国企業が世界のM&Aに参加した最大規模の海外投資であった。李漢九『前掲書』p.558.

⁷²⁾ 李漢九『前掲書』pp.555 - 556.

⁷³⁾ 趙東成『前掲書』p.202.

多角化は継続して続き、財閥の売上高が急増している⁷⁴。その結果、財閥は一つの企業内に数十、または数百個の事業部を持つ複合企業(conglomerate)となっている。

1980年代の多角化の特徴としては、系列会社の設立よりは系列会社内に研究所を次々に設立したことである。他の企業グループと比較しても三星による研究所への投資は目立つものがある。設立の主な理由としては先端企業に本格的に乗り出した政府主導の技術開発政策に綿密に係わっていたこと、また、既存の事業に対する高付加価値化した商品開発を加速させるためなどがあげられる。

海外現地法人及び現地工場の設立も目立つ。多数の系列会社が米国の複合企業形態に転換している。この時期に先進諸国では韓国産の商品に対しての規制が強化され、それに上乗せするように国内経営が徐々に悪化していたからである。このような状況の中で'脱韓国化、国際化'の進行は加速した。財閥は国内外に多数の事業体を設立することによって複合企業化し、国際化を推進する国内の大企業集団となる⁷⁵。

金融産業は財閥が目をつけたもう一つの分野である。金融業を国営化していた朴政権の終焉とともに1980年代に入り、銀行の民営化にともなって財閥が市中銀行の持分を拡大させた。また、1986年9月ウルグァイラウンド協商の制定によって金融市場が開放されることとなり、また、1986年以後国際指数の黒字規模が拡大され、米国などによる金融市場の国際的開放圧力が強化された。金融自由化、国際化を目標に1991年ソウル投資金融など5個を証券会社に、漢陽投資金融など3社は銀行に各々転換した76)。

財閥	銀行株式所有持分
三星	朝興(3.09)商業(6.66)第一(3.95)平和(1.38)韓一(4.60)ソウル(3.57)
	新韓(2.22)大九(5.66)韓美(5.79)ハナ(4.91)ボラム(1.04)京畿(1.57)
	全北 (1.19) 江原 (1.21)
現代	第一 (2.30) 韓一 (2.45) ソウル (2.04) 江原 (11.75)
LG	第一(3.04)韓一(2.73)ボラム(7.63)

表11 財閥の銀行株式所有現況(1995年)

出所 ベジンハン他、『国家と企業の民主的発展:韓国財閥を中心に』 (大田:忠南大学校出版部、2001) p54.

財閥は保険、証券、リース事業、短期投資金融など第2金融圏に競争的に進出した。財閥の 資金調達は従来の銀行からの間接調達から、第2金融圏及び企業公開などを通じた直接金融が

- 74) 10大財閥の系列会社数は1980年現在総242個から1987年には267個に10%程度増加したが、50大財閥の売上高は1980年28兆5,026億ウォンから1987年86兆1,441億ウォンに3倍増加した。李漢九『前掲書』p.525.
- 75) 李漢九『前掲書』pp.555 556.
- 76) 李漢九『前掲書』p.542.

容易となった。財閥は金融業に積極的に進出し保険、証券、信用カード、総合金融、短期投資金融、相互信用金庫、国民投資信託、リース事業などの第2金融圏への財閥の資金・投資規模は急速に上昇し、財閥による金融機関のコントロールは強化された。三星財閥による金融産業への進出は他の財閥に比べても著しく、既存の三星生命と三星火災を中心に三星信用カード、三星投資諮問、三星証券、三星月賦金融、三星JPモルガン投資信託、第一先物など総合金融グループを形成した。現代やLGも三星よりは小規模であるが、金融業への進出を強化させているが。

このような金融市場の開放は財閥の性質に大きな変化をもたらした。財閥資本が商業および産業資本から金融資本へ変化した。また、外部資金調達形式が金融機関からの間接調達から資本自由化により、証券市場や海外起債などの直接金融形式になった。これは財閥企業の海外借入の急増の原因となっている⁷⁸)。また、地方銀行とともに第2金融機関は財閥私金庫の役割をした⁷⁹)。このような状況のもと、政府と財閥間の関係は旧来の政府から財閥へ資金が流入する垂直関係から解放されることとなった。

金融市場の自由化に加えて、1993年、金泳三が大統領就任後打ち出した「世界化」構想によって韓国財閥が海外投資する場合、旧来は財政経済院と韓国銀行、主取引銀行及び貸出最大銀行が審査した後、許可が下りるという許可制であったが、申告制に緩和された。海外直接投資額の義務調達(1億ドル以下は10%以上、1億ドル超過時20%以上純自己資本調達義務)も廃止された80。海外投資の制限が弱化し、容易になったことで、韓国財閥は1994年を境に先進国企業を次々に買収している。

例えば、三星電子はパソコンメーカーである米ASTリサーチを買収し、また、現代電子はハードディスク・ドライブ製造の米マクスターを買収した。さらに、LG電子は家電メーカーの米ゼニス・エレクトニクスを合併買収した。こうして、1996年まで韓国企業の海外投資額は600件、150億ドルに達した⁸¹⁾。また1980年代に引き続き、系列会社の現地法人化も三星生命、三星火災、三星証券がイギリスに現地法人を設立するなど盛んであった。

外部資金による海外投資が加熱化する一方、韓国は1996年10月のOECD加盟で、韓国の対外信用度が高まり、海外で起債に有利な状況になったことから、もともと高水準であった海外資金の借り入れは経済的にも危険度が高いほどの過剰なレベルとなった。財閥は海外から流入した資金をテコに事業拡張を進めた。また、現地法人や買収した企業が不良企業となる場合も多く、韓国の外債の急激な膨張とともに、1997年末の経済危機を招く一因となった。

- 77) 李漢九『前掲書』p.544.
- 78) 李漢九『前掲書』p546.
- 79) ベジンハン他『前掲書』p.53.
- 80) 李漢九『前掲書』p560.
- 81)池東旭『韓国財閥の興亡』(東京:時事通信社、2002) p.170.

3. 多角化と企業支配構造

政府の財閥政策や多角化の拡大と共に企業支配構造はあまり変わっていないものの秘書室や重核企業の位置づけなど、企業支配方法は変化している。閉鎖的な家族経営・親族経営は財閥の最大の特徴の一つである。ほとんどの韓国財閥が法的に存在しないグループ会長をつくり、グループ統制組織を使い経営権を行使してきたき。親族が占める社長クラスや専任クラスの人事は年月とともに少なくなってきてはいるものの、重層的所有構造によって親族による経営統制は依然として健全である。財閥生成過程の初期には財閥は家族経営もしくは、グループ会長によるワンマンシップが目立った。しかし、多角化が進行するにつれ、経営支配をより効率的に補佐するため、財閥は多角化の産物である財閥経営組織等)を次々に設立した。財閥内で系列会社数の増加に伴って、グループ会長個人による財閥の統制・調整は限界の域に達した。グループ会長がより効率的に系列会社を統制し、系列企業が共同で推進する仕事を支援・調整・管理する機構の必要性が検討されることとなり、三星の秘書室やLGの企画調整室、また現代の総合企画室などが設立された。

三星は1959年に他の財閥に先駆けて秘書室を設立している。秘書室は普段企業内でGeneral Staffとよばれる総帥や経営トップのブレーン的存在と同様に諮問・助言・調整機能をあわせもっている⁸⁵。IMF危機後の財閥改革で構造調整室と改名され、その影響力は大幅に縮小されたものの、改革以前の秘書室によるグループ経営の影響は絶大なものがあり、一時は約250人ものスタッフを抱え秘書室長が系列会社社長以上の権力をほこった。他の財閥の同種の組織より大規模であり、圧倒的な権力をもっていた三星の秘書室は具体的に次の4つの機能⁸⁵を通して、総帥一族である李家の経営支配を補佐している。

秘書室は調査・研究の機能を持っている。新規事業に対する調査や研究をし、その未来性な どを検討しその結果を土台としてグループ会長が最終的な決断を下すため、企業の方向性に 大きな影響を与える。

企画と調整機能を通しての補佐である。人事・財務・販売・研究開発・生産などの全部門にかけて各系列会社は独自の立案・実行をするが、各社は三星の系列会社であり、グループ全体の発展も考慮すべきということで、秘書室がグループの観点から各社の計画を調整しなくてはならない。各社の投資企画が三星グループ全体の利益と戦略によって優先順位が決められ調整される場合や各社の借入規模と借入調達の方法などが統制される。

実績評価機能と監視機能を持ち合わせている。各系列会社の経営実績を評価し、グループ会

⁸²⁾ ベジンハン他『前掲書』p.129.

⁸³⁾ 鄭求鉉『韓国企業の成長戦略と経営構造』(ソウル:大韓商工会議所,1987)、多角化と規模の拡大によって財閥の所有者の統制力の低下を防止するため、財閥統制組織は、活用されているとみている。

⁸⁴⁾ ベジンハン他『前掲書』p.129.

⁸⁵⁾ 金永郁『前掲書』p.141.

⁸⁶⁾ 金永郁『前掲書』pp.141-143.

長に報告する。

制度の立案と改善機能である。系列会社は既存の制度を維持しようとする習性があるため、秘書室が経営体制を客観的に評価し経営成果を長期的に向上させることのできる制度を立案し公布することによってグループ会長を補佐している。

1980年代の対財閥政策における規制強化、また経済自由化・国際化による経済環境の変化によって三星系列会社も重核企業を中心とした小規模企業系列化したため、財閥会長と秘書室を中心とした集権的な経営支配方式は、系列社の自由経営を強調する分権的経営方式に変化していった。グループ会長の権限の一部は系列会社の社長へ、そして秘書室の一部権限は小規模企業系列の重核企業に委譲することで秘書室の人材と機能が縮小される傾向を見せている。

LGグループも多角化が進行するにつれて意思決定に企業関連の専門知識が要求され系列会社を総括・支援する部署が必要となり、LGは1968年にグループ企画調整室を新設した。当時は第二次経済開発5カ年計画が稼動中であり、多角化が進行し、財閥内で各系列会社の経営活動と効率的経営成果を確認・向上し、これを土台に長期的事業展望のため、企画機能を強化すべきと判断したからである⁸⁷。

現代財閥は1979年企画調整室を新設している。当時建設と自動車中心であった事業領域を広げ、現代重工業を設立、造船及び関連重工業業種において急速に成長する中、財閥全般の総合調整機能が必要であった®®。現代の場合、事業部制組織構造を外見上採択はしているものの、実質的には鄭周永会長が系列会社を含めたグループ全体の経営に深くかかわってきたため、1987年に鄭周永会長が名誉会長として一線から退くまで、現代グループの意思決定は社長団会議と主力企業の代表からなる縮小社長会議によって決定されてきた。現代グループは、他の財閥に比べ、専門経営人の比率が高く、元現代建設社長のリ・ミョンパク氏や、リ・チョンリム重工業社長、リ・ヒョンテーグループ総合企画室長などが代表的な例としてあげられる®®。

現代グループは総合企画室の規模や機能が他の財閥の同等な組織、例えば三星の秘書室などに比べ小さく、前鄭周永会長が直接統制していた重工業・建設などの主力企業以外の系列会社は社長らに経営を委任するという構造になっている。

4 . 労働統制の緩和と紛争

旧来の抑圧的な労働統制にたいする労働者の内部的不満は1987年の6.29民主化宣言をきっかけに一挙に爆発し、従来の労働争議調整法・集会示威に関する法律といった労使関係法は有名無実になった。

6.29民主化宣言後、労働統制が緩和されたことから、産業現場では労働環境の改善、労働者の経営参加、賃金引上げなど労働条件の改善を要求する全国的に大規模な労働争議・労使紛糾

- 87) ベジンハン他『前掲書』p.130 131.
- 88) 趙東成『前掲書』p.225.
- 89) 趙東成『前掲書』p.231.

が発生した。「労使紛糾は1985年から増加し、その年の発生件数は265件であったが、1987年にはおよそ3,748件発生し、歴史上最高を記録した。同年7月には大企業を中心に労使紛争が全国に拡大し、その頂点となった同年8月には全国192ヵ所で労働争議が行われた⁸⁰」。

その後、1988年には1,873件、1989年には1,616件、1990年には322件、1991年には234件に毎年減少したが、闘争強度においては大変増幅し、大型化する傾向にあった。

民主化後、低賃金のため低生活水準を強いられた労働者たちの不満を沈着させる形で高率の賃金上昇⁹¹⁾による労働配分率の増加が相次いだ⁹²⁾。しかし、労働生産性増加率は賃金増加率に及ばず消費者物価上昇率は1982年には2~3%であったが、1988年には7.1%、1990年には8.6%を記録し物価安定に不安をもたらした。また、賃金増加は輸出増加率⁹³⁾にも影響を及ぼした⁹⁴⁾。

. 1997年経済危機後の財閥の構造改革期(1998年~)

韓国は1960年代から1970年代にかけて「漢江の奇跡」と言われた高度成長を達成し、1996年 10月にOECD(経済協力開発機構)への加入を果たしたが、その翌年にはアジア全域を巻き込 んだ経済危機に直面することになる。

1.財閥の不渡りと経済危機

1997年経済危機の要因の一つとして、財閥企業の借金経営と過剰投資があげられる。旧来、財閥企業グループは資金調達を株式発行などの直接金融ではなく、銀行など金融機関からの借り入れに依存していた。それは、直接金融による資金調達においては所有の分散をもたらし、総帥一族の支配権を喪失させる危険性があるからである。また、韓国の財閥企業の多くは経済危機前に大規模な海外進出を図っており、それに必要な資本を海外からの借り入れに頼っていた。財閥の借り入れ金融による過度の事業拡張と過剰投資の失敗は、財閥企業の相次ぐ破綻によって経済危機を招くこととなった。。。。

1997年の経済危機の直接的要因としては、当時財界ランキンング14位の財閥・韓宝グループの中核企業であった韓宝鉄鋼が過剰投資のため負債比率(負債/自己資本×100)が752%にまで増加し%、1997年1月倒産したことがあげられる。この時、韓宝鉄鋼にたいする銀行融資残

- 90)前田康博『大転換期の朝鮮半島』(東京:教育社、1988) p.33.
- 91) 生産勤労者賃金増加率は、1987年11.8%, 1988年20.5%、1989年18.1%に増加した。
- 92) キムウォンベ「労使関係政策」『韓国の労働』(ソウル:韓国労働研究院, 2004) pp.156 157.
- 93)輸出増加率は1988年の28.4%から1989年の2.8%に下落した。
- 94) 李漢九『前掲書』pp.537-538.
- 95) 申光湜『財閥改革の政策課題と方向』(ソウル:韓国開発研究院、2000) p.19.
- 96) 菊澤研宗『比較コーポレート·ガバナンス論』(東京:有斐閣、2004) p.169.

高は3兆6847億ウォンに達しており⁵⁷、この大型倒産は同年の漢拏・ハンソル・眞露・三美などの企業グループの連続倒産の発端となった。そして、これらの企業グループに貸出を行っていたソウル銀行・第一銀行などの金融機関は巨額の不良債権を抱えることになった⁵⁸。

こうした一連の財閥企業の倒産によって韓国金融機関の国際的信用はますます低下し、韓国の通貨ウォンは下落し続け、韓国の都市銀行は外貨決済が不可能になった。1997年8月末の時点での韓国の外貨準備高は約300億ドルであり、これにたいして年内満期となる短期対外債務は約600億ドルであったことから、その支払い能力が疑問視され債務の繰越が次々に見合わされることによって企業の倒産は相次ぐこととなる®。

2.政府の対応

金泳三政府は1997年11月、IMF(国際通貨基金)に救済金融を緊急に要請し、約580億ドルの支援を得て、デフォルト(償還不能)の危機を回避した。救済の条件としてIMFはグローバルスタンダードに合わせた改革を要求した。IMFは1998年2月と5月の合意意向書によって韓国政府に 資本・貿易自由化、 金融機関構造改革、 企業支配構造(コーポレート・ガバナンス)改革の実行を促した¹⁰⁰。

IMFの韓国政府にたいする構造改革要求事項を整理すれば次の通りである。

資本・貿易自由化では、民間企業の海外借入制限の撤廃・輸入承認制の廃止・外国銀行の国内銀行株式4%超過買入れ許容・外国人投資枠を1998年末まで55%に拡大すること。

外資に銀行または証券会社設立許容・不良機関の閉鎖・大型金融機関に国際会計法人の監査 義務化などを含む 金融機関構造改革。

企業支配構造改革では、政府の銀行経営と貸出決定への介入禁止・財閥の負債資本比率の縮小・系列企業の相互債務保証の是正・国際会計原則の適用でバランスシートの透明性向上・ 労働市場の柔軟化と整理解雇制の実施などである。

これに基づき、金泳三政府の後を引き継いだ金大中政府によってさまざまな財閥改革を中心 とした経済の建て直しが行われた。

(1)財閥改革

1998年1月、金大中大統領当選者(当時)は5大財閥総帥と直接会談を行い、財閥改革に関する「5原則」を伝達・発表した。1999年8月には5原則に新たに3原則を加えている。ここで、5原則とは財務構造の改善、企業経営の透明性向上、相互債務保証の解消、コーポレート・ガバナンスの強化(支配株主および経営陣の責任強化) 核心事業部門の設定で

- 97) 池東旭『韓国財閥の興亡』(東京:時事通信社、2002) p.175.
- 98)服部民夫「韓国経済は甦るか」『世界]』(東京:岩波書店、1998) p.177.
- 99) 菊澤研宗『前掲書』p.170.
- 100)ユンチョンオン他『98企業経営レポート』(ソウル:三星経済研究所、1999) pp.193-195.

あり、追加された3原則とは、 循環出資と不公正取引の抑制、 変則的な相続の遮断、 産 業と金融資本の分離である。

旧来、韓国の企業部門が抱えていた構造問題としては、1つ目は財閥の脆弱な財務構造および不透明な財務諸表、2つ目は財閥におけるガバナンスの不在をあげることができる。「上記の8つの原則を当てはめる場合、 は1つ目の問題を解消するための財務構造改革、

は2つ目の問題を解消するためのコーポレート・ガバナンス改革原則といえる¹⁰¹⁾」。また、は関連多角化、非関連多角化がともに高度に進んだ財閥の事業構造改革を指した原則である。

その後、1998年の公正取引法の改定を通じて、30大財閥企業に対する出資総額制限を廃止し、 産業合理化および企業の国際競争力の強化のために必要な場合の例外項目を設け系列会社間の 相互債務保証を禁止した。また、2000年2月公正取引法を改定し、財閥交差保証および循環保 証、重層的債務引受行為を禁止した。

商法と証券取引法を改定し、上場企業の社外取締役の比率を拡大、集中投票制、株主提案制度、書面議決権および監査委員会制度を導入した。また、上場企業の少数株主権行使要件および少数株主の代表訴訟起権を緩和するなどコーポレート・ガバナンス構造の改善に関連した一連の措置を取った。さらに、上場企業と非上場企業の合併に対する金融監督委員会の事前登録廃止と会社の合併手続きの簡潔化および会社分割制の導入を通じて企業結合の要件を緩和する反面、上場企業は公開買収義務および自己株取得限度廃止など通じて敵対的買収および合併による経営権保護装置を設けた。

一方、連結財務諸表作成の義務化、結合財務諸表、金融取引情報要求権、大規模内部取引の取締役会の議決権および公示制度を導入し、不当な共同行為に対しては当然違法原則を適用、不公正取引行為に関する包括的な規定、粉飾決算および不正監査関連者に対する処罰強化などを通じて、財務構造改善と経営透明性向上を図った。特に、2000年12月、相続税および贈与税法の改定が、包括的贈与税課税制度を導入し、合併・分割・増資などの資本取引を利用して特殊関係者が利益を得る場合、課税の対象にした102%。

(2) 持株会社制度

持株会社(Holding Company)とは、一般的に株式所有を通じて他の会社の事業内容を支配することを主な事業とする会社である。すなわち、支配を目的に所有する会社に対する持分率が50%以上の会社を指す。また、他の事業をしているかによって純粋持株会社と事業持株会社に区分される。韓国では、持株会社の制限制度は、1987年出資総額制限と共に経済力集中を抑制する政策として、公正取引法(第8条)において国民や外国人が国内で持株会社設立や設立された会社が持株会社に転換することができなかった。これにより21個の持株会社が公正取引

¹⁰¹⁾高安雄一『韓国の財閥改革』(東京:NTT出版、2005) pp.78 - 79.

^{102 /} ゼヒ他『財閥の労使関係と社会的争点』(ソウル:ナナム出版社、2005) pp.271 - 272.

委員会から指摘され整理されたので、その時までは持株会社がない状態であった¹⁰³)。

1999年1月、公正取引法改定では、政府は持株会社の設立を制限的に許容した。同法の趣旨は、企業集団の無分別な拡張禁止、少ない持分を通じてピラミット式の系列会社支配構造の止揚、企業集団所有・支配構造の透明化への誘導、金融産業からの負債を通じた系列会社拡張の禁止、金融資本と産業資本の分離である。

同改定では、次の条件を充足すれば、財閥企業は他会社を支配する目的で株式を取得できるようにした。 持株会社の負債比率を100%以内に制限すること、 子会社にたいする持分率は50%以上(上場企業の場合30%以上)であること、 金融・非金融会社の同時所有禁止・30大財閥の系列会社は持株会社と子会社の債務保証を事前に解消することなどである。また、2000年10月に金融持株会社法を制定し、金融持株会社の設立を許可したが、財閥グループに対しては銀行持株会社の設立を禁じた。

純粋持株会社の許容は、財閥が株式保有を通じて他会社を合法的に支配することを可能とする制度的措置である。純粋持株会社の許容と同時に、経済力集中を抑制する制度的措置がとられるべきであるが、実質的には制度改善がなされていないのが実情である。2004年12月、政府は持株会社の透明性を妨げるような改正を行っている。持株会社に転換する際、負債比率を100%以下に縮小する猶予期間を1年から2年に引き延ばし、非上場企業に対する持分率の条件を50%ら30%に引き下げている¹⁰⁴。

今後、財閥が小グループ化する過程において金融持株会社が作られる可能性が高くなる。持株会社が活性化する場合、系列会社間の出資関係が複雑なまま持株会社が設立され、所有構造がさらに複雑化する可能性もある。

(3) 連結財務諸表・結合財務諸表の作成の義務づけ

1997年12月、IMFからの勧告で結合財務諸表を導入することに同意後、企業構造改革の5大原則の中で企業経営の透明性向上の原則を他の原則より優先し、それが重要な原則となった。企業経営の透明性を高めるためには企業会計を透明に作成・公示することが核心的課題であるため連結財務諸表と結合財務諸表が導入された。韓国企業集団は系列会社間の相互債務保証・過度な資金借入れなどで共同体を形成しいていることから、各系列会社間の取引関係の透明性と実質的な所有の把握が難しい。それ故に、企業集団全体を容易に把握するためには連結財務諸表と結合財務諸表の必要性が高い105。

「連結財務諸表には親会社を中心に支配・従属関係にある会社が含まれているだけで、実際 に大株主が支配していても、会社と会社間に支配・従属関係がなければ、一つの連結財務諸表 には含まれず、グループ内で多数の連結財務諸表作成が可能であり、グループの全体像を把握

103) 李喆煥『財閥改革ドラマ』(ソウル:チョウングル、2000) p.193.

104) チョソンボン他『公正取引法全面改編方案(下)』(ソウル:韓国経済研究院、2004) pp32 - 38.

105)ユンチョンオン他『前掲書』p143.

するのは困難である。1999年度会計年度では、16の企業集団が70の連結財務諸表を作成している¹⁰⁶¹」。そこで、結合財務諸表の提出を義務づけることとなった。連結財務諸表と比べて、結合財務諸表は企業集団全体を一目に理解することができる。

1998年1月外監法(株式会社に対する外部監査に関する法律)改定を通じて企業集団結合財務諸表の導入時期を1999年1月1日後の事業年度と決定し、同年4月に外監法施行令を改定し公正取引委員会が指定している大規模企業集団とその系列会社に対して結合財務諸表の作成を義務づけた1970。

2003年には連結財務諸表準則を改定し持株会社と所属会社が各自、非金融業種と金融業種を営業している場合でも、連結財務諸表を作成することを義務づけ、連結範囲を法人の実質的支配力を基準に規定した。一方で同年8月には「株式会社の外部監査に関する規定」を改定し、30%を超える他会社の株式を所有しつつ最大株主ではあるが、出資先の会社が他の企業集団に所属する場合には、連結財務諸表の作成対象から除外するとした。しかし、もし出資先の企業が同じ企業集団に所属する場合には、連結財務諸表の対象となるとした。

「結合財務諸表での企業評価は単純合算財務諸表と比べて悪くなるのが一般的であるとされている。これは、系列会社間の取引が認められないため、内部取引はすべて計算から除外される。したがって売上高も系列会社間の取引を抜いたものとなり、資本増加も系列会社からの出資・増資参加は合算対象外となるためである¹⁰⁸⁾」。

同企業集団内の内部取引によって生じるバブルが自動的に計算される効果を結合財務諸表を通じて得ることができる。しかし、循環出資や内部取引が高いため(特に上位大規模財閥は比率が他の企業集団に比べて高い)利益・売上高の減少や負債比率の増加などにより、外資の誘致や株価に悪影響を与えることも懸念される。

3 . 労使間の構造調整

韓国においては1997年末の経済危機後、労使間の構造調整が、IMFが要求する救済金融支援条件の一部として始まった。労働市場の柔軟性、特に整理解雇と労働者の派遣業の許容などを具体的に要求している。しかし、経済危機で企業の不渡りによって大量失業が発生し社会的不安が高まる中で、デフォルト(償還不能)の回避のためのIMFの要求の実施は、金大中政府にとって必須課題であった109)。

一方で、「金融部門のリストラと平行して、企業部門でも整理・統合・事業売却などが加速

- 106)労働政策研究・研修機構『韓国のコーポレート・ガバナンス改革と労使関係』労働政策報告書NO.10 (2004) p.60.
- 107) 各財閥の作成会社と系列会社数、三星は三星電子が172社、LGはLG化学が128社、現代は現代重工業が139社など[ユンチョンオン『前掲書』p142.]
- 108)労働政策研究・研修機構『前掲書』p.61.
- 109)イオンオ他『韓国経済の回顧と課題』(ソウル:三星経済研究所、2000) p.152.

化することで、希望退職者や失業者が急増することとなり、雇用契約1年未満の労働者が占める割合は1997年に45.5%、1999年9月には53.1%になるなど不安定な雇用形態が継続する中、雇用保険制度の対象が従業員30人以上の企業に制限され、失業給付支給期間も、最長6ヶ月と制限されていた。正規従業員数は激変しており、事業構造改革などにより、1999年2月には失業率が8.7%(失業者178万人)と最高値を記録した「100」。このため、政府は短期的対策として公共事業の拡大・失業給付と失業者生活安定資金貸出支給を拡大し、長期的な雇用安定には、雇用情報網を新設し職業訓練教育の強化などを通じて就職機会の拡大と雇用形態の多様化、労働需給機能の改善を図った「1110」。

ところで、韓国では、1997年3月13日「勤労者参加・協力増進に関する法律」が制定され、従業員が経営に参加できる法的な根拠が設けられた。同法は、従業員と使用者間の労使協議会を通した経営参加と協力を通じて、従業員の福祉増進と企業の健全な発展を図るためのものであり(同法 第1条・第3条) 30人を超える従業員を雇用している企業は労使同数の労使協議会の設置を義務づけるものである。(同法 第6条第1項・同法施行令第2条第1項)

このような労使協議会は 生産性向上と成果配分、 従業員の採用・配置・教育訓練、 労動争議の予防、 従業員の苦情処理、 安全・保健、その他の作業環境改善と従業員の健康管理、 人事・労務管理の制度改善、 経営上、また、技術上の事情による人材の配置転換・再訓練・解雇などの雇用調整の一般原則、 作業・休憩時間の運用、 賃金の支払い方法・体系・構造などの制度改善、 新技術の導入または作業工程の改善、 作業規則の制定・改定、 従業員持株制などの従業員財産形成に関する支援、 職務発明などに関連して従業員に対する補償に関する事項や従業員の福祉増進に関して協議をするようになっている。(同法19条)

また、労使協議会は 従業員の教育訓練・能力開発の基本計画の樹立、 福祉施設の設置と 管理、 社内従業員福祉基金の設置、 苦情処理委員会で議決が不可能な事項、 各種労使共 同委員会の設置に関連した事項は労使協議会の議決を要するとしている。(同法第20条)

さらに、使用者は労使協議会の定期会議で、以下の事項 経営計画全般、そして実績に関連した事項、 分期別の生産計画と実績に関連した事項、 人材計画に関連した事項、 企業の経済的・財政的状況を誠実に報告・説明しなければならない。(同法第21条第1項)そして従業員委員は従業員の要求事項を報告説明することができ(同条 第2項) 使用者が上記の報告・説明義務を履行しない場合は従業員委員は第1項各項に対する資料の提出を要求することができ、使用者はこの要求に誠実に応じるよう規定している。(同条 第3項)

1998年1月に発足した第1期労使政委員会では、政府・企業側が求める整理解雇法制化とともに、労働側が求める労働組合の政治活動許容・教員労働組合などの「経済危機克服のための労使政間の公正な苦痛分担に関する合意文」が発表された。同年2月、「金大中の大統領就任

¹¹⁰⁾ 高龍秀『韓国の経済システム』(東京:東洋経済新報社、2000) p.131 - 132.

^{111)}キムキョンウォン他『外換危機 5 年韓国経済どのように変化したか』(ソウル:三星経済研究所) p.297.

直後に労使政委員会が開催され、労働組合と経営者の両方がそれぞれ譲歩するかたちで、労働市場全体の状況を改善するための枠組みが作られた¹¹²⁾」。採択された、90項目からなる「経済危機克服のための社会協約」には政府・企業側が求める整理解雇制法制化、労働側が求める教員労組の認定・労組の政治活動許容が盛り込まれていた。これと同時に、IMFの要求通り、労使政委員会は緊迫した経営上の理由による整理解雇と直接生産過程を除外する26の職業で労働者派遣を容認する「派遣労働者保護法」を1998年2月に制定した。この他にも、職業斡旋の仲介業を自由化し、雇用情報網を新設するなどして労働市場の柔軟性推進を図った¹¹³)。

しかし、大企業を中心に雇用調整が行われる過程において賃金の切り下げや整理解雇に労働組合が反発し、労使双方が譲歩し得る構造が崩れた。1998年6月に第2期労使政委員会が発足したが、現代自動車労組による整理解雇への反発などから、韓国労総(韓国労働組合総連盟115)と民主労総(全国民主労働組合総連盟115)が委員会から脱退した。同年8月、経済改革、雇用失業対策、労使関係、社会保障小委員会を作り第1期の合意事項に対する履行及び推進方案を協議した。しかし、合意事項を法制化する過程において内容の変更や保留などの問題が発生し、両労総の反発で労使政委員会は保留状態に陥った。その後、政府が1999年6月に韓国労総と労働界の要求事項を一部受け入れることによって対話が始まり同年9月に第3期労使政委員会が発足した116。もとより同委員会は大統領令によって大統領諮問機関として位置づけられていたが、機能強化のため、金大中大統領は1999年5月「労使政委員会の設置及び運営等に関する法律」を、国会の議決を経て公布した。これは、労使政委員会を法律に基づく機関として再設置することにより、労働組合側としては恒常的唯一の制度的な国政参加機関となった。

労使政委員会(177)が法律の制定により設置され、労働側としては画期的な仕組みであると思われたが、結果的には労使政委員会は事業構造改革と同様、政府主導で行われたため、参加者の自発的参加と合意を引き出すのは困難である上に、合意事項にたいする委員会の法的拘束力は乏しく、「労使政委員会の設置及び運営法」第17条(協議結果の報告)と第18条(誠実履行義務)に規定されている条項だけでは合意事項の十分な履行を強制することができない内容となっていた。労働側の労使委員会への参加と脱退は依然として繰り返された。また、労使政委員会での合意内容が主に労働条件や不当労働行為・失業支援対策などの個別的問題に集中したので、構造改革の内容や方法・労使政3者の役割や責任規定などの社会的合意の導出面ではあ

¹¹²⁾高安雄一『前掲書』p.146.

¹¹³⁾イオンオ他『前掲書』p.153.

¹¹⁴ 韓国労総は1961年に創立された中小企業を基盤とする組織で、政府との協調路線を模索している。

¹¹⁵⁾民主労総は1995年に創立され1999年に合法性を認められた、大企業を基盤とする組織で、政府との対決姿勢を鮮明にしている。

^{116)}イオンオ他『前掲書』p.154.

¹¹⁷ 韓国の「労使政委員会」は大統領の所轄の下に置かれ、委員会は委員長と常任委員各 1 人を含め、労働者を代表する委員・使用者を代表する委員・政府を代表する委員及び公益を代表する委員から構成される20人以内の委員を大統領が任命する。

まり成果がみられなかった118)。

おわりに

以上で考察したように、韓国で今のような財閥の体制が構築されたのは1960年から1970年代にかけての高度成長期のことである。当時の朴正煕軍事政府は重化学工業など政府の政策的育成事業に参加した財閥にたいして、銀行融資・借款導入・税制支援などの特恵を提供した。こうした軍事政府の財閥優先/政策によって急速な経済成長を成し遂げることができた。

また、1980年代の後半から1990年代にかけての民主化の進展に伴い、国家の介入が縮小し、財閥にたいする規制が緩和されたことにより、政経癒着をテコに、財閥総帥らのグループ内における支配力は一層強化された。そして、財閥が合理的意思決定よりは外型的膨脹に奔走したことから、過剰投資や蛸足的事業拡張をもたらし、1997年末の経済危機の発生につながった。

1998年、韓国では革新志向を持つ金大中政府が登場し、早速財閥の構造改革に乗り出した。そして、財閥改革に関する「5+3」原則を発表した。しかし、いまだ「財閥にたいするガバナンスの不在」という解決しなければならない課題が残存している。財閥問題の核心は総帥ら一族の支配と船団式経営にある。つまり、この問題は「所有と経営の一致」によって支配権および経営権が支配株主・オーナー経営者へ集中していることから発生するものである。

財閥改革と並んでもう一つ重要な課題は労使間の構造調整である。その一環として、金大中政府の下で「労使政委員会」が法律の制定によって設置された。同委員会は、労働組合側としては唯一の制度的な国政参加機関であるが、合意事項にたいする法的拘束力に乏しいのでほとんど機能面での実効性がないことと、改革が労働組合の積極的なコミットメントが認められないまま推進されたことなどが問題点として残っている。

118) キムキョンウォン他『前掲書』p.295.